

改正大気汚染防止法に係る Q & A

令和 3 年 3 月 26 日現在

広島県環境保全課
 広島市環境保全課
 呉市環境試験センター
 福山市環境保全課

令和 3 年 4 月 1 日から順次施行される改正大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の強化に係る質疑応答を取りまとめましたので、参考としてください。

なお、個別の工事に関しては、余裕を持って所管庁にお問い合わせください。

回答中「マニュアル」とは、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和 3 年 3 月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）（https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html）のことです。

番号	項目	質問	回答
1	事前調査の実施	一定の知見を有する者による事前調査は元請業者が別会社に委託することは可能か。	元請業者の責任において委託して行うことは問題ありません。
2	事前調査の実施	過去に石綿含有建材かどうかの事前調査をしていた場合でも、一定の知見を有する者が改めて事前調査を行う必要があるのか。	貴見のとおりです。なお、当該分析調査結果は書面調査の 1 つの資料として使用することも可能と考えられます。ただし、過去において改正後の大気汚染防止法に定める方法に相当する方法で事前調査が行われている場合であって、令和 5 年 10 月 1 日より前に開始する解体・改修工事については、義務付けはされていませんが「一定の知見を有する者」による事前調査を行うようお願いしています。
3	事前調査の実施	義務づけ適用前に、一定の知見を有する者以外が事前調査を行っている場合、当該調査結果をもとに「一定の知見を有する者」が事前調査の全部又はその一部を省略することは可能か。また、当該調査が「一定の知見を有する者」が行った調査であった場合はどうか。	令和 5 年 10 月 1 日以降に開始する解体・改修工事については、過去に事前調査が行われていたとしても、当該調査を「一定の知見を有する者」が実施していない場合は、改正後の大気汚染防止法に基づく事前調査に相当する調査とはいえ、元請業者が一定の知見を有する者に改めて事前調査を行わせる必要があります。 解体等工事の対象となる建築物等の同一箇所について、過去に実施した事前調査が一定の知見を有する者によって、改正後の大気汚染防止法に定める方法で行われた調査結果である場合は、元請業者の責任において、その調査結果を活用することも可能です。

4	事前調査の実施	設計図書等の書面による調査、その後、現地での目視調査を行うことになるが、一般の住宅は書面が残っていないケースが多い。その場合、必ず分析調査が必要か。	書面が無い場合はやむを得ず書面調査を割愛し、目視調査で判断することになります。ただし、建設業者等関係者に十分に書面資料の所在の確認を行ってください。また、目視調査において製品が特定できた等、石綿含有の有無が確認できた場合には、必ずしも分析調査を必要はありません。
5	事前調査の実施	事前調査の対象となる建材は何か。	全ての建材が対象です。 ただし、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない場合は、事前調査は不要です。 また、国土交通省、経済産業省及び農林水産省による用途や使用の確認、調査結果等から石綿が使用されていないことが確認された一部の工作物についても事前調査は不要です。
6	事前調査の実施	建築物等の一部を解体や改修を行う場合、事前調査の範囲は、建築物等の全体か、それとも、解体や改修を行う工事範囲のみか。	当該工事を行う範囲となります。
7	事前調査の実施	事前調査について、記録の作成、発注者への説明、電子による報告についても一定の知見を有する者が行う必要があるか。	事前調査の実施のみで構いません。
8	事前調査の実施	石綿含有建材調査者について、講習を実施する協会等に照会することは可能か。	講習機関である日本環境衛生センターや、建築物石綿含有建材調査者協会においては、同意のあった調査者を公開しています。
9	事前調査の実施	令和5年10月以前は調査を誰が行っても問題ないか。	法的には問題ありませんが、建築物石綿含有建材調査者等一定の知見を有する者が実施するようお願いしています。
10	事前調査の実施	建築物石綿含有建材調査者講習について、今後の開催予定を教えてください。	開催予定については、各講習登録機関のホームページ等を参考にしてください。
11	事前調査の実施	建築物石綿含有建材調査者講習の登録機関をどのようにして確認できるのか。	厚生労働省がウェブサイトで一覧を公開しています。 「厚生労働省 建築物石綿含有建材調査者講習」で検索してください。

12	事前調査の実施	事前調査を行う者として、同等の知識を有する者に第一種作業環境測定士（鉱物性粉じん）は含まれるか。 また、当該資格は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規定の第7条第2項で定める講義の受講資格を有する者として扱われるか。	いずれも対象となりません。
13	事前調査の実施	事前調査において、分析による調査を行う者を石綿障害予防規則で規定しているが、大気汚染防止法での規定はないか。	大気汚染防止法では規定していませんが、関係法令についても遵守する必要があります。
14	事前調査の実施	事前調査における分析調査のサンプリング方法はどのような方法か。	マニュアルを参照してください。
15	事前調査の実施	事前調査において石綿含有建材が「ない」とみなすことは可能か。	分析調査を実施せずに石綿含有建材が「ある」とみなすことはできますが、石綿含有建材が「ない」とみなすことはできません。
16	事前調査の実施	建築材料を石綿含有建材とみなす場合、レベル1～3のどの建材とみなすのが適当か。	建材の種類に応じて、建材それぞれにおいてレベル1～3のいずれにみなすのが適当か、一定の知見を有する者が適切に判断することとなります。
17	事前調査の実施	配管保温材について、石綿含有とみなす場合も一定の知見を有する者が行う必要があるのか。	建築物に係る配管の場合は、一定の知見を有する者が行う必要があります。工作物に係る配管の場合は一定の知見を有する者が行う必要はありません。
18	事前調査の実施	平成18年8月31日以前に着手された建築物等の事前調査にあつては、建築図面等の書面調査だけでなく、目視による現地調査も必ず行わなければならないのか。	貴見のとおりです。 なお、建築物等の構造上目視により確認することが困難な場合は、目視により確認することが可能となったときに目視による現地調査を行う必要があります。
19	事前調査結果の掲示	掲示は事前調査結果と作業方法をまとめて1枚としてよいか。	事前調査と作業方法を兼ねて構いません。
20	事前調査結果の掲示	事前調査結果及び作業基準の掲示に係る掲示期間はそれぞれどうか。	掲示期間は明確に定められていないが、その目的等を踏まえ工事開始から終了まで掲示してください。
21	事前調査結果の掲示	事前調査に関する記録の写しの「現場への備え置き」について、事務所などが無い場合はどうすればよいか	車両に備えることや、責任者が常に携行すること等で対応してください。 なお、石綿障害予防規則においては、解体等の作業に従事する労働者がいつでも記録を確認することができるようにすることを求めています。

22	事前調査結果の掲示	事前調査に関する記録の写しの「現場への据え置き」について、電子媒体でもよいか。	閲覧できる状態であれば、電子媒体による対応も可能です。
23	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査電子報告システムについて、入力用の専用アプリケーションか、Web上で入力するものか。	事前調査結果の知事・市長への報告については令和4年4月1日施行です。Web上に入力する方法が検討されていますが、具体的方法が決まり次第お知らせします。
24	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果報告の内容は、近隣住民が見られるのか。	事前調査結果の掲示では、掲示が求められる事項について近隣住民も確認することができます。その他の情報開示はリスクコミュニケーションの観点から発注者や元請業者等によって必要に応じて行うこととなります。
25	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果の報告は「遅滞なく」とあるが、どのタイミングで提出するべきか。	「遅滞なく」とは、事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告することをいい、遅くとも解体等工事に着手する前までに報告する必要があります。
26	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果の報告は、発注者が行った事前調査を発注者名で報告することは可能か。また、発注者と元請業者で分担して事前調査を行った場合は連名で報告してもよいか。	事前調査は元請業者の責任において行われることから、元請業者が報告する必要があります。
27	作業計画の作成	特定粉じん排出等作業の計画は、内容が網羅されているものであれば、石綿則第4条の作業計画を1つにまとめたものとしてもよいか。	貴見のとおりです。
28	作業計画の作成	作業計画の作成は14日前までに行う必要があるか。	届出対象特定工事の場合、作業開始の14日前までに作業計画を作成し、発注者が都道府県等へ届出を行う必要があります。届出対象特定工事以外の場合は、作業開始の14日前までに作成するとの規定はないため、遅くとも解体等工事に着手する前までに作成する必要があります。
29	作業計画の作成	作業計画は紙ベースで作成すべきか。	紙ベースに限定されていません。ただし、電子媒体の場合は、それを確認できる端末も必要となります。
30	作業基準（石綿含有けい酸カルシウム板第1種と第2種の見分け方は目視または設計図書のみになるか。分析等での判断は可能か。	石綿含有けい酸カルシウム板第1種と第2種の見分け方は目視または設計図書のみになるか。分析等での判断は可能か。	用途、比重等の建材の特徴を踏まえ、設計図書、目視、状況によっては比重や厚さの測定によって判断してください。
31	作業基準（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）	石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去方法はどのようなものか。	マニュアルを参照してください。

32	作業基準 (石綿含有 下地調整 材)	石綿含有下地調整材の除去 工法は、どのような工法か。	マニュアルでは、除去工法を仕上塗材と区分 し、同様の工法としています。
33	作業基準 (石綿含有 下地調整 材)	「石綿含有下地調整材」は、 「石綿含有成形板等」、「石綿 含有仕上塗材」のどちらに該 当するか。	法令上は、石綿含有成形板等に該当します。
34	作業基準 (石綿含有 成形板等)	「薬液等」とは散水でも良い か。	貴見のとおりです。建材の種類や劣化状況に 応じて適切な工法を選択してください。
35	作業基準 (石綿含有 成形板等)	レベル3建材を使用してい る建築物において、散水によ り湿潤化を行ってれば重機 による解体を行ってもよい のか。	石綿含有成形板等については、技術上著しく 困難な状況でない場合は原形のまま取り外 すこととされています。また、民家が隣接し ている場合等、周辺の状況に応じて養生を行 ってください。
36	作業基準 (石綿含有 成形板等)	成形板の除去について、切 断、破砕等することなくその まま建築物等から取り外す ことが”著しく困難”の判断 はどうすればよいか。	技術上著しく困難な場合とは、石綿含有成形 板等や固定具が劣化している場合、成形板が 下地材等と接着材で固定されている場合、石 綿含有成形板等の大きさ、重量、施工箇所等 によって取り外しが物理的に困難な場合な ど、除去する石綿含有成形板等や作業場の状 況等によって切断等せざるを得ない場合等 が想定されています。詳細はマニュアルを参 照してください。
37	作業基準 (石綿含有 成形板等)	除去後の「その他の特定粉じ んの処理」には、どのような ものが想定されるか。	廃棄物としての処分を行うのに必要な処理 等のことです。
38	作業基準 (石綿含有 成形板等)	石綿含有のパッキンも規制 対象になるのか。	貴見のとおりです。
39	作業基準 (石綿含有 成形板等)	石綿含有成形板等の作業基 準のロ及びびハの作業基準(薬 液等による湿潤化、養生)に おいて、同等以上の効果を有 する措置は具体的にどのよ うなことを指すのか。	例としては、隔離し、集じん・排気装置を使 用する方法などが考えられます。
40	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	局所集じん装置は、同等以上 の効果を有する措置に該当 するか。	同等以上の効果を有する措置については、マ ニュアルを参照してください。
41	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有仕上塗材について、 施工工法(吹付け・ローラー 塗り等)に関わらず作業基準 は一律の取り扱いになるの か。	施工方法にかかわらず一律の扱いとなる。

42	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有仕上塗材のある建物等を解体等する場合は、必ず壁面から除去したのちに解体等をしなければならぬと考えてよいか。	作業基準を遵守し、飛散防止が図られるならば、作業の順番は規制されない。
43	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有仕上塗材を除去する際の「薬液等」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	剥離剤等を想定している。
44	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	これまで隔離養生と同等以上の効果を有する措置としていた集じん装置付きディスクグラインダーについて、湿潤化より局所集じんの方が有効と考えるが、湿潤化や養生の措置は必要か。	湿潤化および養生の飛散防止措置と同等以上の効果を有する飛散防止措置を実施する場合、湿潤化及び養生を重ねて実施する必要はない。 集じん装置付き工具の使用については、マニュアルを参照してください。
45	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有仕上塗材の飛散防止措置について、電動工具を用いた除去作業以外の作業(例えば手工具ケレン)は湿潤化のみでよいか。	作業基準における飛散防止措置は湿潤化のみで構わない。ただし、工法によっては周囲への汚染を防止するため、マニュアルを参照の上、適宜養生を行ってください。
46	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	除去後の清掃については、HEPA フィルター付き真空掃除機を用いて清掃を行う必要があるか。	貴見のとおりです。
47	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿則において「剥離剤併用手工具ケレン工法」は、電気グラインダーその他の電動工具を使用しない工法とされていることから、大防法上も電気グラインダーその他の電動工具を使用しない工法と解して良いか。	貴見のとおりです。
48	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材の除去作業にかかる届出は不要になるとのことだが、改正法施行後から適用になるのか。	貴見のとおりです。
49	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	下地調整塗材に仕上げ塗材が塗っており、下地調整塗材ごと切断して外す場合の作業基準は石綿含有成形板と仕上塗材のどちらの作業基準が適用されるのか。	石綿含有下地調整塗材は石綿含有成形板等に該当するため、両建材を同時に除去する場合は、石綿含有成形板等および石綿含有仕上塗材にかかる作業基準を満たすよう飛散防止措置を行う必要があります。

50	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	乾式ディスクグラインダー 工法(湿潤化しない)で塗材 を除去したいとき、作業基準 では湿潤化が必須のために 作業基準違反となる。どのよ うにしたらよいか。	湿潤化および養生の飛散防止措置と同等以 上の効果を有すると考えられる、飛散防止措 置を実施することが考えられます。湿潤化お よび養生の飛散防止措置と同等以上の効果 を有すると考えられる工法についてはマニ ュアルを参照してください。
51	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有仕上塗材除去にお いて、集じん機付きの高圧洗 浄機を使った場合、処理で出 た廃水についてのアスベス トの基準はあるのか。	排出基準等の基準はないが、マニュアルに記 載の凝集沈殿、ろ過等の廃水処理を実施して ください。
52	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	改正法施行後は、吹付け工法 による石綿含有仕上塗材の 除去工事が届出対象ではな くなったとの認識でよいか。	貴見のとおりです。
53	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有下地調整材のみ除 去する場合、湿潤化のみで ディスクグラインダーで除去 することは可能か。	石綿含有下地調整材の除去作業においては、 石綿含有成形板等の作業基準が適用される ため、作業基準において求められる飛散防止 措置は湿潤化である。 ただし、除去工法によっては周囲への汚染を 防止するため、マニュアルを参照の上、適宜 養生を行ってください。
54	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	パーライト及びバーミキュ ライトを含有する仕上塗材 を吹付けされている場合、届 出対象特定工事に該当する と考えてよいか。 また石綿則でも同じく計画 届の届出対象に該当する との扱いか。	貴見のとおりです。
55	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	外壁の仕上塗材を「含有を みなし」で除去する場合、吹 付けパーライト及び吹付け バーミキュライトが含まれて いる可能性が消せない以上 吹付け石綿相当として扱う ことでよいか。	貴見のとおりです。なお、少なくとも目視調 査等によりパーライト・バーミキュライトの 可能性がないと考えられる場合は、石綿 含有仕上塗材相当としてください。
56	作業基準 (石綿含有 吹付け材、 断熱材、保 温材及び耐 火被覆材)	特定粉じん排出等作業中の 負圧状況の確認を、当該除 去の開始前及び中断時に確 認とあるが、夏場など暑い ときは例えば15分に一回 とか作業員が休憩するケー スもあるが、その度に確認 せねばならないということ か。一日あたりの回数の 目安はあるのか。	休憩による集中的な人の出入り等、隔離し、 負圧した状況に変化が生じる要因があるな らば毎回確認してください。

57	作業基準 (吹付け石綿及び石綿含有断熱材等)	改正規則別表第七の六(吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業)のロとハで囲い込み等の作業基準が示されている。これはロの基準で除去は求めないとされた囲い込み等の工事はハの作業基準を遵守して施工するようということか。	貴見のとおりです。
58	下請負人への説明	下請負人への説明の対象に特定粉じん排出等作業に関わらない下請負人は含まれるか。	説明対象に特定粉じん排出等作業に関わらない下請業者は含まれません。
59	下請負人への説明	下請負人への説明は、元請業者が一次下請業者へ、一次下請業者が二次下請業者へ、二次業者が三次業者へ説明する、という解釈でよいか。	提示された形で説明して差し支えありません。なお、元請けが一括して行うような形で説明しても問題ありません。
60	作業基準の遵守義務等	特定粉じん排出等作業を全て下請負人が行った工事において作業基準違反が確認された場合、下請負人のみに法第18条の20(作業基準の遵守義務)が適用され、元請業者は法第18条の16(配慮義務)及び第18条の22(下請負人への指導)が適用されるのか。	元請業者にも法第18条の20の規定が適用される可能性があり得ます。
61	作業基準の遵守義務等	下請負人が基準不適合の工事をした場合、元請業者も改善命令の対象となるが、直接罰に関しては、行為者である下請負人しかからないのか。	作業基準は元請業者、下請負人の両者に遵守義務があり、改善命令も直接罰も両者に適用できるものである。直接罰に関しては、行為者に適用するものであり、元請業者が責任を果たしている場合は、下請負人のみに適用するということもあり得ます。
62	実施作業の確認	作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者について、 ①「石綿作業主任者」とは、当該作業場の主任として選任された者を指すのか。 ②元請業者の従業員である必要があるのか。 ③事前調査を行った者である必要はあるのか。	①貴見のとおり、当該作業に係る石綿作業主任者を指します。 ②元請業者の責任において、作業完了確認できる者に該当すれば、下請業者に行わせることも可能です。 ③事前調査を実際に行った者でなくとも、作業完了確認できる者に該当すれば対応可能です。

63	実施作業の記録	作業中の記録は特定工事が終了するまでの間保存することが義務づけられているが、作業結果の報告書として残すので廃棄してもよいという理解で良いか。	貴見のとおりです。元請業者が作業中の記録も含めて作業完了の報告としてまとめるため、作業中の記録は特定工事終了までの間の保存が義務づけられています。
64	罰則	以下の場合についても除去等の措置の義務違反になるか。 ①開口部の養生がされていないなど、養生に明らかな不備がある場合 ②養生の出入り口にセキュリティゾーンが設けられていない場合	個別の状況について、法令と照らし合わせて判断することになるが、いずれについても義務違反となり得ます。
65	罰則	不適正な事前調査が行われた場合、事前調査結果の知事・市長への報告において「虚偽報告」として法第 35 条第 4 号が適用されるか。	法第 35 条第 4 号が適用可能である場合もあり得ます。
66	罰則	一定の知見を有する者が調査に関わっていない調査結果が報告された場合、事前調査の結果の報告義務違反になるのか。	事前調査結果の報告において、調査者氏名および講習実施期間の名称を報告することになっているため、一定の知見を有する者以外が実施したのであれば、報告できない又は虚偽の報告になると考えられます。
67	罰則	改正第 34 条第 3 号、第 35 条第 4 号の罰則規定は誰に対する罰則規定か。	第 34 条第 3 号の措置の義務違反は事実関係を確認した上で適切な作業を行わなかった者に罰則を適用することになります。第 35 条第 4 号の事前調査の結果の報告は元請業者に報告の義務があるので、元請業者に適用することとなります。
68	経過措置	経過措置について、吹付け工法の石綿含有仕上塗材の除去は、旧法では届出対象と理解しているが、施行後 14 日以内に着工する工事については従来どおり届出が必要との理解でよいか。	貴見のとおりです。
69	経過措置	施行日以前(令和 3 年 3 月 31 日) 現行法第 18 条 15 に基づく届出がなされているが、解体等工事の着手日が 4 月 15 日以降である場合は、「届出された未着手の工事」として、経過措置が適用されるということよろしいか。	貴見のとおりです。

70	経過措置	数か月後に工事が着手される場合においても、現行法に基づき届出がなされたものについては、経過措置が適用され、現行法の規制が適用されるという判断でよいか。つまり、着手日ではなく届出日での判断ということによいか。	貴見のとおりです。
71	経過措置	石綿含有成形板については令和3年4月1日～4月14日に着手される建設工事までは作業基準が適用されず、令和3年4月15日以降に着手される建設工事について新たな作業基準等が適用されるという解釈でよいか。	貴見のとおりです。
72	その他	解体等工事着手後に石綿が見つかり、それがレベル1, 2であったら、工事を止め、作業届出を提出することになるのか。	速やかに工事を中断し、所管の自治体に対応を相談してください。なお、このようなことが無いよう事前調査を適切に実施してください。
73	その他	船舶は、石綿則では対象だが、大防法は対象外でよいか。	貴見のとおりです。
74	その他	除去等工事後に石綿含有建材が廃棄物となったものの処理はどのようにすればよいか。	マニュアルやマニュアルに記載の資料を参照してください。また、お問合せ先は、産業廃棄物を所管する部署となります。